

則松中学校 生活のきまり

- ・ 則松中学校の生徒として自覚をもち、責任ある行動をしよう。
- ・ きまりを守り、規則正しい生活を送ろう。
- ・ 人を大切にする思いやりの心をもって生活しよう。

1. 通学服のきまり＝八幡東西区中学校標準服を基準とする。

学校は学習し、集団生活を営む場です。したがって、清潔・端正を旨として、学校生活にふさわしい服装を、次の通り規定します。

		男子	女子
冬服	上	○ 学校指定の標準服 カラーがついていないものはつけること	○ 学校指定の標準服 白タイを(登下校中も)必ずつけること
	中着	○学生服の下は、指定の長袖、半袖のポロシャツおよびカッターシャツが望ましい。 ○上着を脱がなければ地味な色合いの服は可。 (黒・紺・茶・灰・白など) ○上着の裾から出るもの、袖から著しく出るもの、襟からフードやネック部が出るものや、第1ボタンが止まらないものは不可。	○セーラー服の下は、地味な色合いの服。(黒・紺・茶・灰・白など) ○夏の体操服は可。 ○上着の裾から出るもの、襟からフードやネック部が出るものは不可。
	下	○学校指定の標準服 ○すそが地面につかないように上げておくこと。 ○タック入り、幅広、裾絞りなどの変形ズボンは禁止。 ○ベルトの位置は腰骨より上にする事。	○学校指定の標準服 ○膝が隠れる長さとする。 (膝が見えるものは禁止。) ○背が伸びて膝が見えだしたときは各家庭で補正を行う。
夏服	上	○白の半袖 ポロシャツ またはカッターシャツ。 ・シャツはズボンの中に入れること。 ○下には白の肌着を着用(ワンポイントは可)。	○学校指定の標準服 ○下には白の肌着を着用(ワンポイントは可)。
	下	○黒の学生ズボン ○タック入り、幅広、裾絞りなどの変形ズボンは禁止。 ○すそが地面につかないように上げておくこと。	○学校指定の標準服 ○膝が隠れる長さとする。 (膝が見えるものは禁止) ○背が伸びて膝が見えだしたときは各家庭で補正を行う。

2. 衣替え移行期の服装

衣替えの時期は5月下旬～6月上旬と、10月上旬～10月下旬。

この時期は夏服・冬服のどちらでもかまいません。

(時期については、気温に応じてその都度案内を提示します。)

3. その他の服装

	男子	女子
名札	<p>○学校指定の名札を左胸にクリップまたは安全ピンでつける。</p> <p>・装飾をしないこと</p> <p>・忘れてたり、なくしたりした場合、担任または学年の先生に報告する。</p>	
上靴	<p>○各学年指定の色のものとする。</p> <p>・1学年：青色、2学年：緑色、3年生：黄色。かかとの部分に名前(苗字)を書いておくこと。</p>	
通学靴	<p>○ ひも(ひもの色の指定はなし)付きのスポーツシューズ(マジックテープ可)。</p> <p>・著しく華美なものは不可とする。</p> <p>・ハイカットは禁止とする。</p>	
靴下	<p>○ 白色無地のソックス(ワンポイントは可)。</p> <p>・くるぶしソックス、ルーズソックスは不可、ソックスを折り曲げて履いたりしない。</p> <p>・くるぶしは完全に隠れ、足首を保護するものとする。</p>	
ベルト	<p>○黒・紺・茶色の革製、布製のもの。</p> <p>・穴は1段で飾りのないもの。</p>	<p>○標準服についているもの。</p>
防寒着	<p>○学生服の下にセーター・トレーナー。</p> <p>(フードつきは不可)</p> <p>・すそやそで、えりからはみ出さないこと</p>	<p>○セーラー服の上に黒・紺のカーディガン。</p> <p>・灰色や白色など、他の色は不可。</p> <p>(校舎内も可。名札を左胸の見える位置にとめる。白タイに見えるように出すこと)</p> <p>・カーディガンを着ても良い時期は学校から連絡します。編み目のあるものは不可。</p> <p>・防寒用としてストッキング(黒色・肌色)は可。ストッキング着用時も靴下をはくこと。ただし、体育の授業ではストッキングは着用しないこと。</p>
	<p>○マフラー・手袋は登下校中、校舎外のみ可。</p> <p>ネックウォーマーは登下校中のみ可(ただし、紺・黒等、派手でないもの)。</p>	
通学かばん	<p>○本校指定のバッグ。</p> <p>・部活動の道具や体操服についてはスポーツ用のサブバッグに入れてきてても良い。(高価な物や紙袋は不可とする。)</p>	
その他	<p>○ピアス・ネックレス・ブレスレット・指輪などの装飾品(ミサンガ、ゴム等を含む)をつけない。</p> <p>○化粧や香水、マニキュアなどをしない。また、色つき・匂いつきのリップクリームは禁止とする。</p> <p>○アイプチ禁止。 ○必要のない装飾品を制服につけたりしないこと。(安全ピンやクリップやペンなど)</p> <p>○携帯電話等、学校に不要な物を持ってきている場合は没収し、保護者に連絡をする。保護者に返却する。</p> <p>○喫煙行為、飲酒行為などの法令違反については事実確認後、本人に厳重に指導をし、保護者には来校してもらい、その内容を説明する。</p>	

4. 頭髪等のきまり

◎中学校生活にふさわしい髪型とし、常に清潔で活動的であること。

- 染色、脱色、整髪料などは禁止する。左右非対称(アシメ)や奇抜な髪型・結び方も不可とする。
- 前髪は眉毛の下を越えない。
- 男子の髪は襟、耳にかからない。
- 女子の髪が肩にかかる場合は切るか、ゴムで結ぶ。
- 女子の髪を結ぶゴムは黒・紺・茶の目立たない色で、派手な髪どめは不可。
- まゆ毛をそったり、切ったり、抜いたりしない。

5. 生活のきまり

校内生活

- (1) 欠席、遅刻、早退などは8時25分までに保護者から学校に連絡してもらう。
- (2) 登下校の時間を守り、決められた通学路を通る。自転車による通学は禁止。
- (3) 登校後は無断で校外に出ない。早退などの場合には、必ず担任の先生の許可を得る。
- (4) 授業や部活動の練習に必要なもの以外は持ってこない。
- (5) 上下足の区別をつける。(アスファルト・セメントの部分は上靴でも可)
- (6) 自分のクラス以外の教室には入らない。他学年の階にも行かない。
- (7) 職員室に用があるときは入り口で先生を呼ぶこと。
『失礼します。』

○年○組の□□です。△△先生に用があってきました。』

原則、職員室、印刷室内に生徒は入れない。

- (8) 机や椅子などの公共物はていねいに扱い、破損した場合は届け出る。
- (9) 友人間で金銭・物品の貸し借り、売買をしない。
- (10) 休み中でも登下校の際は標準服を着用する。(部活動生徒は部で決められた服装は可)
放課後や休日でも自転車での通学はしない。
- (11) 公衆電話は、原則として緊急時以外は利用しない。スマホや携帯電話などの通信機能のある情報機器は校内に持ち込まない。
- (12) 危険な行為や他の人に迷惑を及ぼす行為をしない。
- (13) 休日に校舎や校庭、運動場に無断で入らない。
- (14) 職員トイレは、生徒は使用できない。
- (15) 新館は、授業や係の仕事以外では利用しない。
- (16) 職員室前は、係の仕事以外では通行してはならない。
- (17) 立入禁止場所に行ってはならない。
ベランダ・新館裏・プール裏・体育館裏・武道場裏・本館と新館の最上階、等
- (18) 給食運搬時は、階段と職員室前廊下が一方通行となる。
※トイレ側階段・・・上り専用 昇降口側階段・・・下り専用
- (19) 先生からの指導に従わない場合は、別室で厳しく指導を行う。

校外生活

- (1) 映画館、飲食店、イベントなどには、原則として保護者または責任ある大人が同伴する。
- (2) パチンコ店、ゲームコーナー、遊技場、飲食店等への出入りは禁止する。
- (3) アルバイトは、原則として禁止する。(やむをえず行う場合は保護者の同意と校長の許可を必要とする。)
- (4) 事故や被害にあった場合は、至急、警察や学校、家庭等に連絡する。
- (5) スマートフォン、携帯電話の使用については以下のきまりを守る。
 - ・アプリ等の長時間使用はしない。
 - ・LINE、掲示板等への書き込みについては、トラブルの原因になるので内容をよく考えて書くようにする。写真の掲載については特に注意する。
 - ・トラブル等に巻き込まれた際は速やかに担任に相談する。